

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	令和3年6月18日（金） 第9310号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定（359）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定保護文化財の指定の一部改正（360）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（361）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・ 3
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（362）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 4
	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 （363）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（364）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 5
	土地改良区の定款の変更の認可（365）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 6
	保安林の指定の解除予定（366）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 6
	令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （367）（水産課）・・・・・・・・・・ 6
	物品売払代金の徴収事務の委託（368）（畜産試験場）・・・・・・・・・・ 6
	車両制限令による道路の指定（369）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（10）・・・・・・・・・・ 7
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（11）・・・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知（東部農林事務所）・・・・・・・・ 7
	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知 （西部総合事務所日野振興センター）・・・・・・・・・・ 8
	警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第359号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

古文書の部

名称	員数	所在の場所
大原家文書	18点	八頭郡智頭町大字智頭2090-1 ちえの森ちづ図書館

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
大御堂廃寺跡出土遺物		倉吉市仲ノ町3445-8 倉吉博物館
一 瓦類		
軒丸瓦	21点	
軒平瓦	5点	
鷗尾 <small>しび</small>	8点	
鬼瓦	4点	
熨斗瓦 <small>のしがわら</small>	1点	
面戸瓦	3点	
隅切瓦	3点	
文字瓦（刻印・ヘラ書）	27点	
丸瓦	7点	
平瓦	29点	
二 土器		
溜拵出土土器	74点	
東溝出土土器	114点	
講堂出土土器	2点	
東僧房出土土器	1点	
炉跡4出土土器	1点	
炉跡5出土土器	9点	
松ヶ坪遺跡出土土器	1点	
三 銅製品		
獣頭	1点	
匙 <small>きじ</small>	1点	
鏡 <small>かみまり</small>	1点	
帯先金具	1点	
四 木製品・木製部材		
溜拵出土木製品	54点	
溜拵部材	一括	
木樋部材	一括	
五 仏像		
塑像	20点	
埴 <small>せん</small> 仏	11点	

押出仏	1 点
石仏	1 点
六 生産関連遺物	
三鈷杵鑄型	1 点
蓮弁鑄型	1 点
埴塼（取瓶）	6 点
鞆羽口	15点
螺髮范	1 点
瓦当范	1 点
七 その他	
権	1 点
基石様石	5 点
ガラス小玉	2 点

鳥取県告示第360号

昭和61年鳥取県教育委員会告示第7号（鳥取県保護文化財の指定について）の一部を次のとおり変更するので告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

彫刻の部

鳥取県指定保護文化財	変更事項	変更前	変更後
鉄造白山本地仏像	名称	鉄造 ^{しょう} 聖 観音立像・鉄造十一面観音立像 附鉄製光背	鉄造白山本地仏像
	種別	歴史資料の部	彫刻の部
	員数	2 軀 1 面	3 軀 聖 ^{しょう} 観音立像 十一面観音立像 阿弥陀如来立像 1 面 附光背
	所在地	西伯郡西伯町大字下中谷1008 西伯町歴史民俗資料館	西伯郡南部町下中谷1008 南部町板祐生記念館 倉吉市仲ノ町3445-8 倉吉博物館
所有者	西伯郡西伯町賀祥区	西伯郡南部町賀祥区 宗教法人吉祥院	

鳥取県告示第361号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県立博物館振興会

公益財団法人鳥取市文化財団
鳥取県教科図書販売株式会社
株式会社ふるさと鹿野
株式会社ドリームかわはら

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団井上クリニック	米子市加茂町一丁目25	井上クリニック	米子市東町138	居宅療養管理指導	令和3年5月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団井上クリニック	米子市加茂町一丁目25	井上クリニック	米子市東町138	介護予防居宅療養管理指導	令和3年5月31日

鳥取県告示第363号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160

3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所等

(1) 第1型研修

日時 令和3年10月10日（日）午後1時から午後5時まで

場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

- (2) 第1型講習
日時 令和3年10月10日(日)午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
- (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了證書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
- (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型研修(クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)及び第2型講習(業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)のレポートの提出締切日及び受講対象者
- (1) 第2型研修
レポートの提出締切日 令和3年11月15日(月)
受講対象者 第1型研修を都合により受講できなかったクリーニング師
- (2) 第2型講習
レポートの提出締切日 令和3年11月15日(月)
受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込期間
- (1) 第1型研修及び第1型講習
令和3年9月9日(木)から同月24日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 第2型研修及び第2型講習
令和3年10月11日(月)から同月22日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- 6 受講料
- (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
(2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円
- 7 受講申込先及び問合せ先
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第364号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス東福原店 米子市東福原六丁目778-5ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 伊藤 光博 東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 原田 健
変更後 代表取締役 伊藤 光博
- 変更年月日
令和3年4月1日
- 届出年月日

令和3年6月3日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和3年6月18日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を令和3年6月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第366号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市気高町浜村字西濱783の1628
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第367号

令和3年鳥取県告示第142号（令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和3年5月25日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	0.75トン	2.25トン
	鳥取県定置網漁業	0.75トン	2.15トン
	県留保枠	0.1トン	0.5トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.3トン	5.9トン

鳥取県告示第368号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月18日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
大山乳業農業協同組合
全国農業協同組合連合会鳥取県本部

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第369号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
国道	431号	境港市上道町字白波2187-3地先から米子市赤井手字東天神免713-14地先まで	令和3年7月2日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第10号**

令和3年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年6月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 日時 令和3年6月23日（水） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第20会議室

3 議題

- （1）政党その他の政治団体の政治活動に関する規程等の一部を改正する規則について
- （2）その他

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和3年6月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市勤労青少年ホーム体育館	鳥取市吉成三丁目1-3
鳥取市勤労青少年ホーム集会室（大）	〃
鳥取市勤労青少年ホーム集会室（小）	〃
鳥取市勤労青少年ホーム和室	〃

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年6月18日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示(令和3年4月9日付農林水産省告示第518号)の内容
(告示の内容)
(1) 保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

橋谷田 妙子	八頭郡智頭町大字山根字川戸山857
--------	-------------------

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年6月18日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 栃 本 義 博

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示(令和3年5月7日付農林水産省告示第726号)の内容
(告示の内容)
(1) 保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

蘆尾 瑞恵	日野郡日南町豊栄字アンデラ1228
-------	-------------------

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和3年6月18日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)

エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)

(2) 講習の区分

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	令和3年9月6日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和3年9月7日(火)、同月8日(水)、同月10日(金)及び同月13日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和3年9月9日(木)	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和3年9月14日(火)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和3年9月9日(木)	午前11時から午後5時10分まで
		令和3年9月10日(金)及び同月13日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	令和3年9月6日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和3年9月7日(火)、同月8日(水)及び同月13日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和3年9月10日(金)	午後1時20分から午後5時10分まで
		令和3年9月14日(火)	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和3年9月10日(金)	午後0時50分から午後5時10分まで

4号警備業務	新規取得講習	令和3年9月13日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和3年9月14日(火)	午前8時30分から午後2時まで
		令和3年9月6日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
	追加取得講習	令和3年9月7日(火)及び同月8日(水)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和3年9月9日(木)	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和3年9月10日(金)	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和3年9月14日(火)	午前8時30分から午後2時まで
		令和3年9月9日(木)	午前11時から午後5時10分まで
		令和3年9月10日(金)	午前8時30分から午前11時20分まで
	令和3年9月14日(火)	午前8時30分から午後2時まで	

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

令和3年7月12日(月)から同月16日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員にな

り次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
路面清掃車（ブラシ式） 1台
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和4年3月15日（火）

(4) 納入場所

八頭郡八頭町郡家380-6 鳥取県八頭県土整備事務所特殊車両車庫

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年6月25日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課維持担当

電話 0857-26-7357

電子メール dourokikaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和3年6月18日(金)から同年7月12日(月)までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年6月18日(金)から同年7月12日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年7月21日(水)から同月29日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月28日(水)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年7月29日(木)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年7月12日(月)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Exchange purchase of Broom Type Road Sweeper
Quantity 1

(2) July 12, 2021 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 29, 2021 noon : Time-limit for submission of tenders

(July 28, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs
Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570,
Japan TEL : 0857-26-7432